

議案第 69 号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和 41 年墨田区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 条第 1 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表傷病補償年金の項中「の規定による障害厚生年金」を「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下この表及び次項の表において「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下この表、次項の表及び第 5 項の表において「障害厚生年金等」という。）」に、「の規定による障害基礎年金（」を「による障害基礎年金（」に、「同じ」を「この表、次項の表及び第 5 項の表において「障害基礎年金」という」に改め、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による」を「障害厚生年金等及び」に改め、同表遺族補償年金の項中「の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定」を「による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法」に、「より支給する」を「よる」に、「以下同じ」を「次項の表において「遺族基礎年金」という」に改め、同条第 2

項の表以外の部分中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、同項の表傷病補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、「国民年金法の規定による」を削り、「より国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）」を「ついて平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金」に、「この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金」を「この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）」に改め、同表障害補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を削り、「より国家公務員共済組合法等の規定」を「ついて平成24年一元化法改正前国共済法等」に改め、同表遺族補償年金の項中「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に、「国民年金法の規定による遺族基礎年金」を「遺族基礎年金」に、「より国家公務員共済組合法等の規定」を「ついて平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法」に、「の規定による寡婦年金」を「による寡婦年金」に改め、同条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表傷病補償年金の項中「第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する」を「第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち」に改め、「以下」の次に「この表及び第6項の表において」を加え、「の規定」を削り、「第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する」を「第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち」に、「第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する」を「第32条第1項に規定する年金たる給付のうち」に改め、同表

障害補償年金の項中「の規定」を削り、同表遺族補償年金の項中「給付に該当する遺族年金」を「保険給付のうち遺族年金」に、「に該当する母子年金」を「のうち母子年金」に改め、同条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

付則第4条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の付則第4条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第19条の2に規定する年金たる損害補償

(以下「年金たる損害補償」という。)及び同条例第4条第2号に規定する休業補償(以下「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

本条例が準拠している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正を踏まえ、年金たる損害補償等に係る他の法律による給付との調整について所要の規定整備をする必要がある。